

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第203号)

平成14年3月29日

横情審答申第203号

平成14年3月29日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年5月2日総法第681号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「公文書公開決定期間延長通知に係る異議申立てに対する却下決定の取消請求事件の訴訟代理人の選任等について」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「公文書公開決定期間延長通知に係る異議申立てに対する却下決定の取消請求事件の訴訟代理人の選任等について」を一部公開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成12年5月12日付で行った、「公文書公開決定期間延長通知に係る異議申立てに対する却下決定の取消請求事件の訴訟代理人の選任等について」（以下「本件申立文書」という。）の一部公開決定の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部公開理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第3号に該当するため一部非公開としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市長を被告として訴えが提起されたため、弁護士を訴訟代理人として選任し、弁護士と委任契約を締結することを内容とする文書である。

(2) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

本件申立文書中の委任契約書における受任弁護士の印影については、公開すると第三者に偽造されること等により受任弁護士の財産権を侵害するおそれがあり、本号に該当するため非公開とした。

4 異議申立人の一部公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の一部公開決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 当該弁護士は当該印鑑を答弁書及び本件委任契約書等に使用しており、当該印鑑は職務上日常的に使用しているもので、公開したとしても実施機関のいう財産権を侵害するおそれは全くない。

(2) 申立人は訴訟代理人の印影を既に入手しており、契約及び公金支出確認のため訴訟代理人の印影が必要である。

- (3) 旧条例第3条は、「実施機関は、公文書の公開等を求める市民の権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。」と規定しており、申立人は公金の適正な執行を確認するため公文書の公開請求したもので、不必要な非公開処分は市民による行政執行の確認を妨害するものである。
- (4) 旧条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており、情報を受けた者はその旨義務があり、市長の公開しない理由は市民を不当に疑うものである。
- (5) 実施機関は、第三者である訴訟代理人に対して、旧条例第7条第5項に基づく意見照会をしないまま本件処分を行っており、裁量権を逸脱している。
- (6) 受任弁護士の情報は、旧条例第9条第1項第1号にある事業を営む個人の当該情報であり、法令又は条例の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上特に必要と認められたものに該当している。個人に関する情報でないことは明白で、訴訟代理人の印影を公開しても、実施機関のいう財産権が侵害されるおそれはない。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は、旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市長を被告として訴えが提起されたため、弁護士を訴訟代理人として選任し、当該弁護士と委任契約を締結した際に作成された一連の関係文書であって、当該弁護士と委任契約を締結することを決定した決裁文書、委任契約書、委任状の案文、訴状、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状等で構成されている。

(3) 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第3号では、「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、委任契約書に記録されている受任弁護士の印

影について、本号に該当するとしている。

ウ 契約書に押印されている契約者双方の印影は、当該契約当事者の意思を証するものであって、当該契約書の真正性を担保するものである。

そこで、契約書に押印された個人や法人代表者等の印影については、当該個人や法人等の権利を保護するため、当該印影自体を保護する必要性があると考える。

エ 本件申立文書のうち、委任契約書に記録されている受任弁護士の印影は、公にすると、偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがある。

したがって、委任契約書に記録されている受任弁護士の印影は本号に該当する。

オ なお、申立人は、旧条例第4条を根拠に非公開が不当であると主張しているが、旧条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めた規定であって、当該規定をもって、旧条例第9条第1項各号の規定に該当する情報を公開する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

カ また、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、旧条例第7条第5項の規定に反していると主張しているが、条例の規定は、対象文書に第三者に関する情報が記録されているときに、必要に応じて当該第三者の意見を聴くことができるものであって、実施機関に対して第三者の意見を聴くことを義務づけるものではないから、このような主張には理由がない。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、委任契約書に記録されている受任弁護士の印影を旧条例第9条第1項第3号に該当するとして一部公開とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年5月2日	・実施機関から諮問書及び一部公開理由説明書を受理
平成13年5月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年5月25日 (第246回審査会)	・諮問の説明及び部会で審議する旨決定
平成13年7月6日 (第6回審査会部会)	・審議
平成13年7月23日 (第7回審査会部会)	・意見陳述人から意見聴取 ・審議
平成13年8月3日 (第8回審査会部会)	・審議
平成13年8月31日 (第9回審査会部会)	・審議
平成14年1月18日 (第14回審査会部会)	・審議
平成14年3月1日 (第16回審査会部会)	・審議